

—平成 29 年度—

北海道原子力防災訓練

主 催

北海道、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、二セコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村

目 的

- 原子力防災対策を円滑に実施できるよう、関係機関の連携、防災業務関係者の防災技術の向上を図ること。
- 住民の皆さまの防災意識の高揚や防災対策に関する理解促進を図ること。

実施日時

平成 30 年 2 月 8 日（木） 9 時 00 分～15 時 00 分（予定）

訓練項目

- ① 住民避難訓練 避難所等への住民避難や屋内退避
- ② 広報訓練 緊急速報メール等による広報
- ③ 緊急時環境放射線モニタリング訓練 環境放射線の測定
- ④ 原子力災害医療活動訓練 避難退域時検査や簡易除染の実施
- ⑤ 物資緊急輸送訓練 屋内退避住民への物資の輸送 など

※ 2 月 5 日（月）に、防災関係機関によるオフサイトセンター運営訓練などを実施します。



住民避難訓練
(バスによる避難)



広報訓練
(広報車による広報)



原子力災害医療活動訓練
(避難退域時検査)

掲載している写真は、昨年度実施した訓練風景です。

お 願 い

訓練当日である 2 月 8 日（木）は、**防災行政無線や広報車などを使って広報訓練**を行うほか、**北海道及び各町村から、お持ちの携帯電話に緊急速報メールが配信**されます。

また、大型バス、自衛隊車両などが多数訓練走行いたしますので、あらかじめご了承くださいくとともに、ご協力についてよろしくお願いいたします。

◆訓練の見学◆

下記の訓練実施場所（予定）で訓練をご覧いただけます。

※ 現時点での予定であり、変更になる場合があります。（詳細は北海道までお問い合わせください。）

主な訓練実施場所（予定）



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平 29 情復、第 943 号) 承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| ①北海道大学病院 | 被ばく傷病者搬送訓練（札幌市北区北 14 条西 5 丁目） |
| ②APAホテル&リゾート札幌 | 泊村避難先（札幌市南区川沿 4 条 2 丁目） |
| ③ルスツリゾート | 共和町避難先（留寿都村字泉川 13 番地） |
| ④北海道立総合体育センター | 岩内町一時滞在場所（札幌市豊平区豊平 5 条 11 丁目） |
| ⑤倶知安中央公園 | 岩内町、蘭越町避難退域時検査場所（倶知安町南 3 条東 4 丁目） |
| ⑥寿都温泉 ゆべつのゆ | 寿都町避難退域時検査場所（寿都町字湯別町下湯別 462） |
| ⑦ホテルグリーンパークいわない | 外国人観光客避難訓練（岩内町字野東 500） |

【お問い合わせ先】

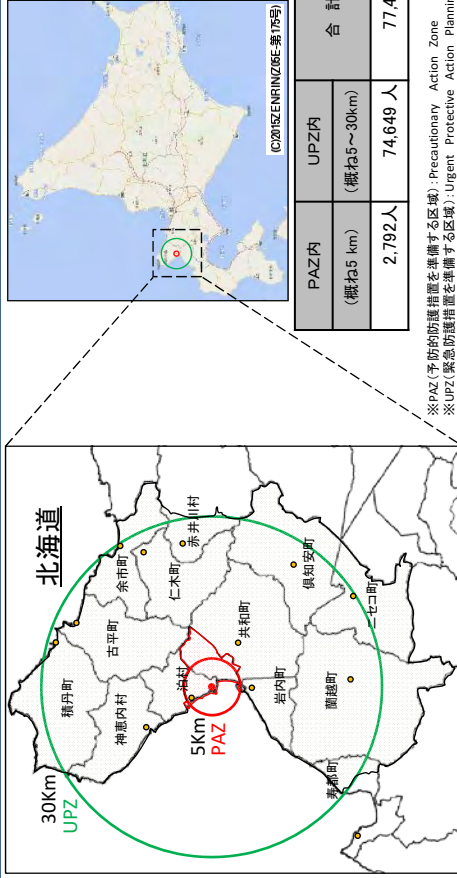
- | | | | |
|------|----------------------------------|------|------------------------|
| 北海道 | 総務部危機対策局原子力安全対策課 (011-204-5011) | | |
| | 後志総合振興局地域創生部地域政策課 (0136-23-1345) | | |
| 泊村 | 企画振興課 (0135-75-2877) | 共和町 | 企画振興課 (0135-73-2011) |
| 岩内町 | 総務財政課 (0135-62-1011) | 神恵内村 | 総務課 (0135-76-5011) |
| 寿都町 | 企画課 (0136-62-2608) | 蘭越町 | 総務課 (0136-57-5111) |
| 二セコ町 | 総務課 (0136-44-2121) | 倶知安町 | 総務課 (0136-56-8000) |
| 積丹町 | 総務課 (0135-44-2112) | 古平町 | 企画課 (0135-42-2181) |
| 仁木町 | 企画課 (0135-32-3953) | 余市町 | 地域協働推進課 (0135-21-2142) |
| 赤井川村 | 総務課 (0135-34-6211) | | |

泊地域の緊急時対応（概要版）

①原子力災害対策重点区域・広域避難先

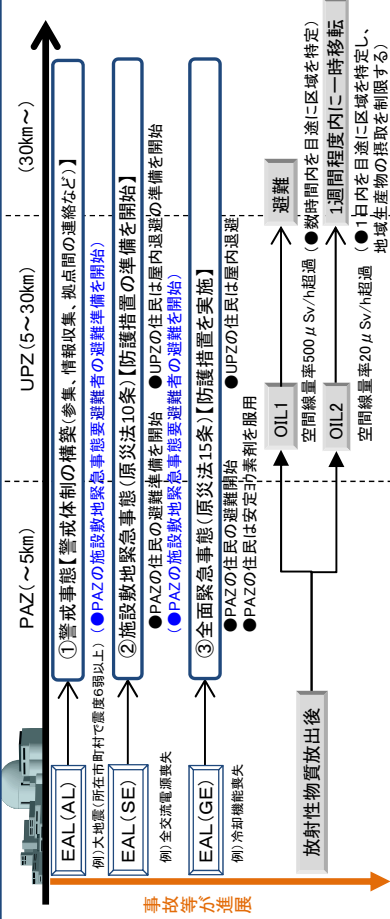
1. 泊地域の原子力災害対策重点区域

- 泊地域における原子力災害対策重点区域(概ね半径30kmの範囲)の人口は77,441人(平成29年5月現在)。
- PAZ内の人口は泊村1,380人、共和町1,412人。
- UPZ内の人口は関係13町村74,649人。



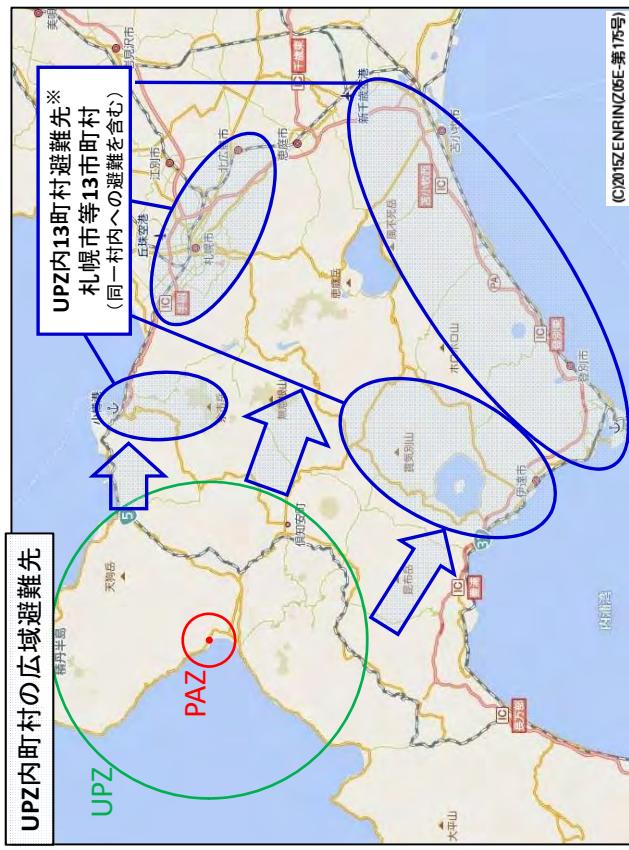
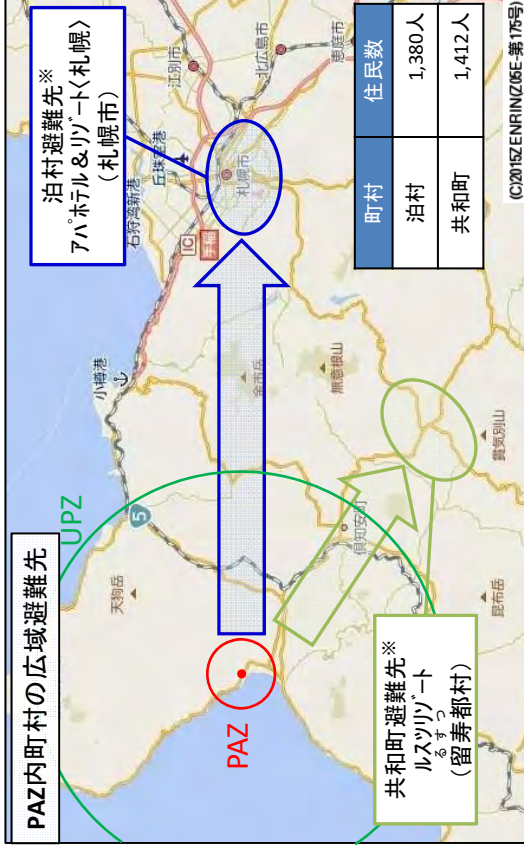
2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

- 緊急事態の初期対応段階は放射性物質放出前から原子力施設の状況等の進捗で、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
- ① EAL(Emergency Action Level)による初期対応段階における防護措置
原子力施設の状況等に基づき、避難等の防護措置を実施。
EALに基づき、避難等の防護措置を実施。
※施設敷地緊急事態要避難者の避難は、通常以上の時間がかかるため、EAL(SE)の段階から避難を開始する。
- ② OIL(Operational Intervention Level)による放射性物質放出後における防護措置
ただし、避難の実施により健康リスクが高まるおそれのある者は速べい効果の高い建物等に屋内退避する。
- ③ 全面緊急事態(原災法15条)【防護措置を実施】
国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、モニタリングを開始。放射性物質放出後、防護措置の実施基準(OIL)に基づきモニタリング結果から区域を特定し、PAZ外の住民の防護措置を実施。



3. PAZ及びUPZの各自治体における広域避難先

- PAZ内、UPZ内の各町村の住民の避難先は、札幌市などの道央圏内で確保。
- 避難先は、良好な環境のもとで避難生活を送れるよう、ホテル、旅館等を指定。
- 自然災害等を考慮して、町村毎に避難先までの避難経路を複数設定。



泊地域の緊急時対応（概要版）

③UPZにおける屋内退避・一時移転の考え方

区域	種別	対象者数	警戒事態	施設敷地緊急事態	屋内退避 / 一時移転(1週間程度内に実施)の流れ	備考
UPZ (発電所から概ね5~30km圏内)	避難行動要支援者(医療機関)	11施設 997床	全面緊急事態	施設敷地緊急事態	<p>全面緊急事態で屋内退避を開始。その後、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシールドを超える区域が特定された場合は、当該区域の住民の一時移転を実施</p> <p>屋内退避(11施設: 997床) → 一時移転対象病院 → 一時移転(バス・福祉車両(職員同乗)により避難) → 受入先災害拠点病院※1(33施設) 受入可能人数: 4,633人</p> <p>一時移転の指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設毎の避難計画は策定済み。 一時移転の防護措置が必要となった場合、北海道の調整により、隣接管内等の災害拠点病院に入院患者を移転・収容。
	避難行動要支援者(福祉施設)	68施設 2,713人			<p>屋内退避(68施設: 2,713人) → 一時移転対象福祉施設 → 一時移転(バス・福祉車両(職員同乗)により避難) → 避難先福祉施設※2(179施設) 受入可能人数: 2,713人</p> <p>一時移転の指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設毎の避難計画は策定済みであり、施設ごとにあらかじめ受け入れ施設を確保。 あらかじめ選定した受入施設が使用できない場合は、北海道が代替の受入施設を調整。
	避難行動要支援者(在宅)	9,556人			<p>屋内退避(9,556人) → 一時移転対象者 → 一時移転(バス・福祉車両(支援者同乗)により移動) → 一時滞在場所※3 → 避難先ホテル・旅館(277施設)</p> <p>一時移転の指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一時移転が必要となった避難行動要支援者は、関係町村が準備した一時滞在場所に、その後、避難生活環境がより良いホテル・旅館に優先的に移動。
	避難行動要支援者(学校・保育所・幼稚園)	97施設 8,623人			<p>対象施設(97施設) → 保護者引き渡し → 屋内退避(97施設: 8,623人) → 一時移転対象学校等 → 一時移転(バス(教職員同乗)により避難) → 一時滞在場所※3 → 避難先ホテル・旅館(277施設)</p> <p>一時移転の指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設敷地緊急事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引き渡しを開始。 保護者へ引き渡しができなかった場合は、全面緊急事態で屋内退避を行い、その後指示に基づき一時滞在場所に移動し、保護者に引き渡す。
	一般住民※4	52,760人			<p>屋内退避(52,760人) → 一時移転対象者 → 一時滞在場所※3 → 避難先ホテル・旅館(277施設)</p> <p>一時移転の指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難計画で定めている避難先へ一時移転を実施。 自家用車や北海道が準備したバス等で移動。
合計	74,649人				<p>北海道の要請に基づき、北海道バス協会が、後志地域のバス事業者と調整を行い輸送手段を調達。不足する場合は隣接地域、さらに不足する場合は北海道全域のバス事業者と順次調整を行い輸送手段を調達。</p>	

※3 赤井川村については、避難先施設(キヨリゾート)が一時滞在場所の機能を有する。

※4 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の合計数から避難行動要支援者の数を引いた数字である。

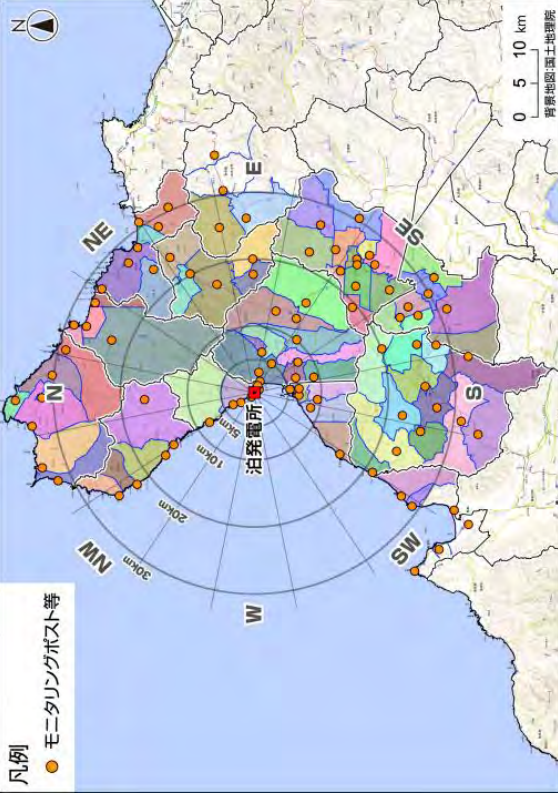
※5 UPZ内の全住民のうち、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシールドを超える区域が特定された場合は、当該区域の住民は、一時移転を実施。一時移転に際しては、避難地域時検査を受けた上で、一時滞在場所において受付を行い、避難先のホテル・旅館等へ移動。

泊地域の緊急時対応（概要版）

④住民の安全確保に向けた主な対策

1. 泊地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転の実施単位

- 緊急時モニタリング地点83地点(PAZを除く)を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。



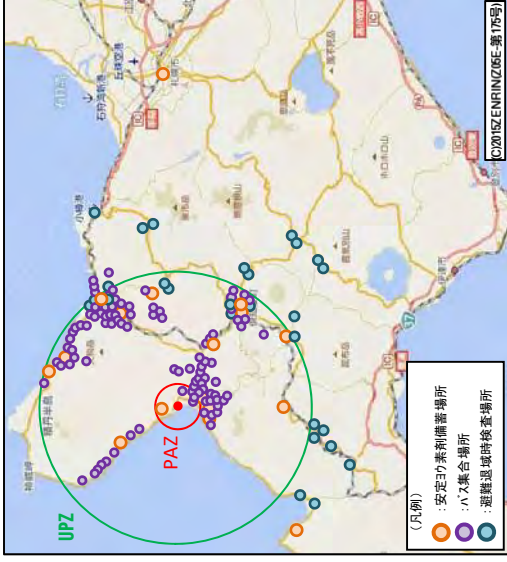
2. PAZ内の安定ヨウ素剤の事前配布と緊急配布

- 泊村では、PAZ内住民を対象に住民説明会を開催し、安定ヨウ素剤の事前配布を実施。
- 共和町では、避難を行う際にバス集合場所にて安定ヨウ素剤を緊急配布することとしており、PAZ内住民を対象に事前問診を実施。
- 今後も継続して説明会を実施し、駆入者等への配布や事前問診を実施。



3. 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄と緊急配布

- 北海道では、避難住民等に対する安定ヨウ素剤及び乳幼児向けゼリー状安定ヨウ素剤の緊急配布のための備蓄を実施。
- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布が必要となった場合には、バス集合場所や避難退域時検査場所等、対象住民等に順次配布を実施。



安定ヨウ素剤備蓄場所

北海道：17箇所

道及び町村職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

各町村が指定するバス集合場所等での緊急配布※1
(計94箇所)

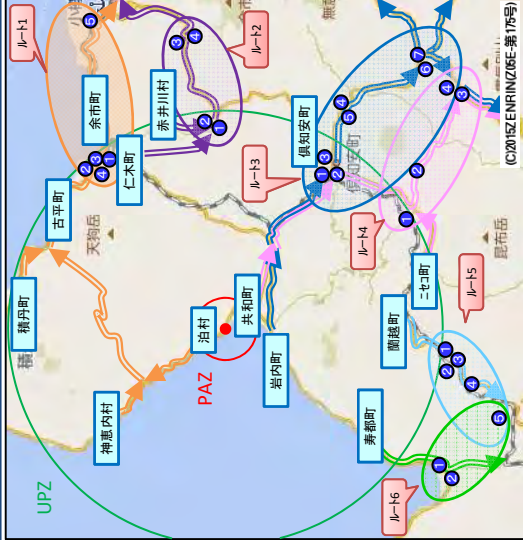
稚丹町：4箇所
共和町：9箇所
古平町：14箇所
仁木町：1箇所
神恵内村：5箇所
余市町：26箇所
倶知安町：9箇所
赤井川村：5箇所

避難退域時検査場所での緊急配布※2
寿都町：候補地3箇所 蘭越町：候補地5箇所
ニセ町：候補地4箇所

※1.バス集合場所等で緊急配布する10町村の住民は、避難退域時検査場所(候補地計27箇所)でも緊急配布を受けられる
※2.避難退域時検査場所での配布については、候補地のうち5箇所は北海道が指定する箇所において配布

4. 避難退域時検査場所の候補地の設定

- 北海道では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口等を考慮し、避難元町村と各避難退域時検査場所の対応付けを行ったうえで、候補地をあらかじめ準備。



ルート	検査場所	避難元町村
1	①余市アパルホテル(国道空港②中央水産試験場③余市河口漁港④道の駅「ハースアパルよいち」⑤おたるのり広場	泊村、神恵内村、共和町、古平町、余市町
2	①緑運動公園(赤井川村)②道の駅「あいのわがわ」(赤井川村)③活性化若狭北ヶ谷(和知町)④和知町	仁木町、赤井川村
3	①後志総合振興局②倶知安町中央公園③旧神恵中学校④京栄町総合体育館⑤徳田センター⑥夏吉別荘⑦民公園の重葎別荘⑧札幌改修センター、【再帰加ガリワート	共和町、倶知安町
4	①道の駅「ニホトアパル」②町運動公園③羊蹄山自然公園④道の駅「さかひ」⑤カキワート	共和町、ニセ町
5	①道の駅「らんこしふるまの丘」②旧名小学校③蘭越町田下PA④黒松内町白井川PA⑤道の駅「黒松内」	蘭越町
6	①補路小学校②ゆべつの中、【再帰加道の駅「黒松内」	寿都町